

西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議設置要綱

(設置)

第1条 西宮市及び芦屋市（以下「両市」という。）におけるごみ処理事業の広域化の実現可能性について、基本的事項を整理し、所要の協議、検討を行うため、西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(設置団体)

第2条 検討会議は、両市がこれを設置する。

(所掌事務)

第3条 検討会議は、次に掲げる事項について協議、及び検討を行い、両市の市長に報告する。

- (1) 両市のごみ処理広域化の実現可能性に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第4条 検討会議は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 検討会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長は会長をもって充てる。

- 2 会議は、委員のうち、5人以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ書面により委員が指名する者にその権限を委任することができる。
- 5 会長は、審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 第3条に規定する所掌事務に関し、会議に提案する事項について協議又は調整するため、検討会議に作業部会（以下「部会」という。）を置

く。

- 2 部会は、別表第2に掲げる委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には西宮市環境局環境施設部施設整備課長を、副部会長には芦屋市市民生活部主幹（環境施設担当課長）をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、議長は部会長をもって充てる。
- 7 部会の会議は、委員のうち、4人以上の出席がなければ、開くことができない。
- 8 部会長は、部会の審議のため必要があると認めるときは、部会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議等の公開）

第7条 検討会議及び部会の会議は、原則公開とする。ただし、会議内容が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）及び芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）に規定する非公開情報が含まれる事項について審議等を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、自由率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる場合、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合など、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合で、検討会議がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたとき。

（庶務）

第8条 検討会議の庶務は、西宮市環境局環境施設部施設整備課及び芦屋市市民生活部環境施設課において共同で処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月27日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、第3条の所掌事務を達成した日限り、その効力を失う。  
(招集の特例)
- 3 この要綱の施行の日以後に最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、両市の市長が招集する。

別表第1 (第4条関係)

委員	西宮市	副市長 (環境局を所管する者) 環境局長 環境局環境施設部長 環境局環境事業部長
	芦屋市	副市長 市民生活部長 市民生活部環境施設課長 市民生活部収集事業課長

別表第2 (第6条関係)

委員	西宮市	環境局環境施設部施設整備課長 環境局環境事業部美化企画課長 環境局環境施設部参事 (施設計画担当)
	芦屋市	市民生活部主幹 (環境施設担当課長) 市民生活部環境施設課施設係長 市民生活部環境施設課主査